養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書

(宛先) 狭山市長

住 所 氏 名 電話番号

標題の補助金について交付を受けたいので、狭山市養育費に関する公正証書 等作成補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請 します。

なお、補助金の交付にあたり、必要な事項の確認のための公簿等の閲覧に同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 補助金の額(上限4万3千円)

金 円

2 補助の対象

養育費を規定した公正証書等作成経費のうち、

- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代
- 戸籍謄本等添付書類取得費用
- 連絡用の郵便切手代
- 3 添付書類(公簿等によって確認することができる場合は省略可能)
 - ・世帯全員の住民票の写し
 - ・児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し又は申 請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
 - ・補助対象経費の領収書等(宛先、領収年月日、領収金額、取引内容(但し書き)、領収者の住所及び氏名、領収印)
 - ・養育費の取決めをした文書(債務名義化した文書に限る)
 - ・その他、市長が必要と認めるもの